

別紙

簡易な収入(所得)見込額の申立書

【家計急変世帯】

5

「京都市くらし応援給付金(家計急変世帯向け)申請書(請求書)」と一緒にご提出ください。

❶ 下記にチェック(☑)してください。

☒ 私の世帯は、予期せず収入が減少しました。

❷ 申請書の「❷ 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

(フリガナ)		左欄の者が 扶養する者 の数	令和5年度 住民税 課税状況	障害者 控除等の適用	任意の1か月 で申し立てる 場合、その年月	任意の1か月の収入 ⑤			年間収入 見込額 D×12	非課税相当 収入限度額
氏 名						①	②	③		
1		人	☒ 課税 ☒ 非課税 ☒ 未申告	☒ 障害者控除 ☒ 寡婦控除 ☒ ひとり親控除	令和 5 年	収入合計額 A+B+C=【D】			円	円
			月	円	円	円				
2		人	☒ 課税 ☒ 非課税 ☒ 未申告	☒ 障害者控除 ☒ 寡婦控除 ☒ ひとり親控除	令和 5 年	収入合計額 A+B+C=【D】			円	円
			月	円	円	円				
3		人	☒ 課税 ☒ 非課税 ☒ 未申告	☒ 障害者控除 ☒ 寡婦控除 ☒ ひとり親控除	令和 5 年	収入合計額 A+B+C=【D】			円	円
			月	円	円	円				
4		人	☒ 課税 ☒ 非課税 ☒ 未申告	☒ 障害者控除 ☒ 寡婦控除 ☒ ひとり親控除	令和 5 年	収入合計額 A+B+C=【D】			円	円
			月	円	円	円				
5		人	☒ 課税 ☒ 非課税 ☒ 未申告	☒ 障害者控除 ☒ 寡婦控除 ☒ ひとり親控除	令和 5 年	収入合計額 A+B+C=【D】			円	円
			月	円	円	円				

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。(扶養控除等申告書で届け出ている人数) ※扶養人数に本人は含みません。
- ② 「令和5年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④ 「任意の1か月で申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1～10月の任意の1か月の年月を記入してください。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1～10月の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※ 給与収入がある場合にご記入ください。 ※ 給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入および 不動産収入	※ 事業収入や不動産収入がある場合にご記入ください。(両方の収入がある場合には、その合計額) ※ 帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※ 公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※ 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、【D】欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

◆京都市における非課税相当限度額(収入額ベース)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身または扶養親族がいない場合	1 0 0 . 0 万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1 7 0 万3,999円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	2 2 1 万5,999円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2 7 1 万5,999円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	3 2 1 万5,999円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2 0 4 万3,999円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

世帯全員について⑥年間収入見込額が、⑦非課税相当収入限度額を下回る世帯は、ウラ面の記入は不要です。
～ 控除額が多い方(事業主等)など、所得により申請する場合は、引き続き、ウラ面を記入してください ～

記入例

記入見本.1 (収入で申請)

別紙

簡易な収入(所得)見込額の申立書

【家計急変世帯】

「京都市くらし応援給付金(家計急変世帯向け)申請書(請求書)」と一緒にご提出ください。

❶ 下記にチェック(☑)してください。

☒ 私の世帯は、予期せず収入が減少しました。

❷ 申請書の「❷ 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

(フリガナ)		左欄の者が 扶養する者 の数 ①	令和5年度 住民税 課税状況 ②	障害者 控除等の適用 ③	任意の1か月 で申し立てる 場合、その年月 ③	任意の1か月の収入 ⑤			年間収入 見込額 D×12 ⑥	非課税相当 収入限度額 ⑦
氏 名						給与収入 【A】	事業収入 および 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1	キョウト ○○ 京都○○	1 人	☒ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦控除 ☐ ひとり親控除	令和 5 年 3 月	収入合計額 A+B+C=【D】 120,000 円	0 円	0 円	1,440,000 円	1,703,999 円
2	キョウト ○○ 京都○○	0 人	☐ 課税 ☒ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦控除 ☐ ひとり親控除	令和 5 年 6 月	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
3		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦控除 ☐ ひとり親控除	令和 5 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】	円	円	円	円
4		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦控除 ☐ ひとり親控除	令和 5 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】	円	円	円	円
5		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦控除 ☐ ひとり親控除	令和 5 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】	円	円	円	円

(記入上の注意)

① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。(扶養控除等申告書で届け出ている人数) ※扶養人数に本人は含みません。

② 「令和5年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。

③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。

④ 「任意の1か月で申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1～10月の任意の1か月の年月を記入してください。

⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1～10月の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※ 給与収入がある場合にご記入ください。 ※ 給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入および 不動産収入	※ 事業収入や不動産収入がある場合にご記入ください。(両方の収入がある場合には、その合計額) ※ 帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※ 公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※ 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

⑥ 「年間収入見込額」欄には、【D】欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。

⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。
(親世帯における非課税相当限度額(収入額ベース))

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身または扶養親族がいない場合	1 0 0 . 0 万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1 7 0 万3,999円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	2 2 1 万5,999円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2 7 1 万5,999円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	3 2 1 万5,999円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2 0 4 万3,999円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

世帯全員について⑥年間収入見込額が、⑦非課税相当収入限度額を下回る世帯は、ウラ面の記入は不要です。
～ 控除額が多い方(事業主等)など、所得により申請する場合は、引き続き、ウラ面を記入してください ～

記入見本.2 (所得で申請が必要です)

❷ 申請書の「❷ 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

(フリガナ)		左欄の者が 扶養する者 の数 ①	令和5年度 住民税 課税状況 ②	障害者 控除等の適用 ③	任意の1か月 で申し立てる 場合、その年月 ③	任意の1か月の収入 ⑤			年間収入 見込額 D×12 ⑥	非課税相当 収入限度額 ⑦
氏 名						給与収入 【A】	事業収入 および 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1	キョウト ○○ 京都○○	1 人	☒ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦控除 ☐ ひとり親控除	令和 5 年 8 月	収入合計額 A+B+C=【D】 150,000 円	0 円	0 円	1,800,000 円	1,703,999 円
2		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦控除 ☐ ひとり親控除	令和 5 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】	円	円	円	円
		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦控除 ☐ ひとり親控除	令和 5 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】	円	円	円	円

比較

1 収入の減少が予期できなかった場合✓を付けてください。
収入の減少が予期できた場合、本給付金の対象とはなりません。

2 申請書の「❷ 申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記入してください。

3 この方が扶養する人数(扶養控除等申告書等に記載の人数)を記入し、下表 A から、この人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、その額を⑦欄に記入してください。
年間収入見込額(⑥欄)と非課税相当収入限度額(⑦欄)を比較して、⑥欄のほうが低ければ、この方の収入要件を満たします。
(ウラ面は記入不要)

4 記入いただいた収入(例では令和5年3月の給与収入120,000円が確認できる)書類を添付してください。

5 「記入見本.2」の場合、年間収入見込額(⑥欄)と非課税相当収入限度額(⑦欄)を比較して、⑥欄のほうが高いため、所得による申請となります。ウラ面を記入してください。

記入例

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「②申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

(フリガナ)	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
氏 名	年間収入 見込額	給与所得 控除額	事業収入等 の経費	公的年金等 控除	年間所得 見込額	非課税所得 限度額 ⑫
記入見本.1 (収入で申請する場合、記入不要)						
	円	円	円	円	円	円
2						
3						
記入見本.2 (所得で申請)						
4						
5	1,800,000		700,000		1,100,000	1,120,000

①「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算のうえ、ご記入ください。
① 年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)
②「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※ 限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
※ 下表の「扶養している親族の状況」は、「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身または扶養親族がいない場合	4 5 . 0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1 1 2 . 0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1 4 7 . 0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	1 8 2 . 0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2 1 7 . 0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	1 3 5 . 0万円

※ これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

- 収入により申請する場合は、記入不要です。
- オモテ面の年間収入見込額(⑥欄)を転記してください。
- 各欄に該当する控除額を記入してください。
- 年間所得見込額を計算してください。
年間所得見込額 = 収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)
- 下表 ④ (非課税限度額早見表) から、扶養人数に応じて、該当する金額を記入してください。
年間所得見込額(⑪欄)と非課税所得限度額(⑫欄)を比較して、⑪欄のほうが低ければ、この方の所得要件を満たします。

本人確認書類について

※次の書類を同封してください。

受取口座が確認できる書類のコピー

- 金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義(カナ)がわかる通帳または通帳がない場合はキャッシュカード、ネットバンクの口座情報が書いた画面を印刷したものなど いずれか1つのコピーを同封してください。

必ずお名前、金融機関名、支店名(支店コード)と口座番号が確認できる面のコピーを同封してください。

※ゆうちょ銀行の場合は通帳見開きのページ全面のコピーを同封してください。
※確認書類をコピーした紙のウラ面に申請者の住所・氏名を記入し、同封してください。

本人確認書類のコピー

- 本人確認書類は、健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード(オモテ面のみ、ウラ面は不要)、介護保険証、パスポートなど いずれか1つのコピーを同封してください。

※外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書などのコピーを同封してください。

① 本人確認書類は、必ず有効期限内のものをコピーしてください。

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「②申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ)	【収入】 年間収入 見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
			給与所得 控除額 ⑧	事業収入等 の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩	年間所得 見込額 ⑪	非課税所得 限度額 ⑫
1		円	円	円	円	円	円
2		円	円	円	円	円	円
3		円	円	円	円	円	円
4		円	円	円	円	円	円
5		円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

- ⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記してください。
- ⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算のうえ、ご記入ください。

給与収入分が55万円以下	給与収入分的全額
給与収入分が55万円超162.5万円以下	55万円
給与収入分が162.5万円超180万円以下	給与収入分 × 40% - 10万円
給与収入分が180万円超360万円以下	給与収入分 × 30% + 8万円
給与収入分が360万円超660万円以下	給与収入分 × 20% + 44万円

※ 給与所得控除後の給与等の金額と年金収入がある方で、その合計額が10万円を超える場合のみ、以下の計算式による所得金額調整控除額が追加で控除できます。

{ 給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円) } - 10万円 = 控除額

⑨「事業収入等の経費」

- ① 事業収入または不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ② 帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算のうえ、ご記入ください。

(65歳未満の方)	公的年金等収入分	控除額
	:60万円以下	公的年金等収入分的全額
	:60万円超130万円未満	60万円
	:130万円以上410万円未満	公的年金等収入分 × 0.25 + 27万5千円
	:410万円以上770万円未満	公的年金等収入分 × 0.15 + 68万5千円
(65歳以上の方)	公的年金等収入分	控除額
	:110万円以下	公的年金等収入分的全額
	:110万円超330万円未満	110万円
	:330万円以上410万円未満	公的年金等収入分 × 0.25 + 27万5千円
	:410万円以上770万円未満	公的年金等収入分 × 0.15 + 68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算のうえ、ご記入ください。

① 年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

- ※ 限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
- ※ 下表の「扶養している親族の状況」は、「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

◆京都市における非課税相当限度額(所得額ベース)

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身または扶養親族がいない場合	4 5 . 0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1 1 2 . 0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1 4 7 . 0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	1 8 2 . 0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2 1 7 . 0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	1 3 5 . 0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用